

南 幌 町

地球温暖化防止実行計画

平成19年1月

## 1 地球温暖化対策の必要性

### 地球を包む温室効果ガス

地球の表面には窒素や酸素などの大気を取り巻いています。

地球に届いた太陽光は地表での反射や輻射熱として最終的に宇宙に放出されますが、大気に存在するので、急激な気温の変化が緩和されています。

とりわけ大気中の二酸化炭素は0.03%とわずかですが、地表面から放射される熱（赤外線）を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を摂氏1.5程度に保つのに大きな役割を演じています。

こうした気体は温室効果ガスと呼ばれています。

18世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は200年前と比べ30%程増加しました。

これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、21世紀末には二酸化炭素濃度は現在の2倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より1.4～5.8上昇すると予測されています。

温室効果ガスには、二酸化炭素のほかメタンやフロンなどがありますが、とりわけフロンなどの人工の科学物質は二酸化炭素より温室効果が強く、微量でもその影響が懸念されています。

地球の温暖化は二酸化炭素やフロンなどが原因であり、これは人為的な活動に起因することは疑いの余地はありません。

### 気温が上昇すると

気温が1.4上昇すると私たちにどのような影響があるのか、なかなか実感しにくい面があります。

しかし、これまでの経験では、かつてない猛暑だと言われた年でさえ平均気温は平年より約1度高かったです。

このように、わずかな気温の上昇によっても大きな影響が現れてきます。

温暖化が進むと、日本では、これまで食べてきたおいしいお米がとれなくなり、病虫害の懸念も増大します。

漁獲量にも影響します。

日本南部はマラリヤ感染の危険性が増し、北海道や東北ではゴキブリなどの害虫が見られるようになると考えられます。

都市部ではヒートアイランド現象に拍車がかかり、海岸地域では砂浜が減少し、また高潮や津波などによる危険地帯が著しく増大します。

地球規模で見ると、海面が上昇して数多くの島々が海に沈みます。

特に、マーシャル諸島や低地の多いバングラデシュでは大きな被害がでます。

また、異常気象を招き、地球上の各地で水の循環が影響を受けます。

この結果、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域もでてきます。

こうした気候変動は世界的な農産物の収穫にも大きな影響を与え、国際相場が大きく変動します。

とりわけ食料の輸入依存度が高い日本への影響が心配です。



ヒマラヤ（東ネパール）1978年



2004年



満潮時に浸水する住宅（キルバス共和国）



拡大を続ける砂丘（中国北部モンゴル自治区）



干天のため渴死したトウキビ（滋賀県）

## 私たちにできること

日本における温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因しています。

とりわけ二酸化炭素排出はエネルギー需要に左右される面が大きく、このため、産業界における徹底した省エネやエネルギー転換などが進められ、これからもより積極的な対策が期待されます。

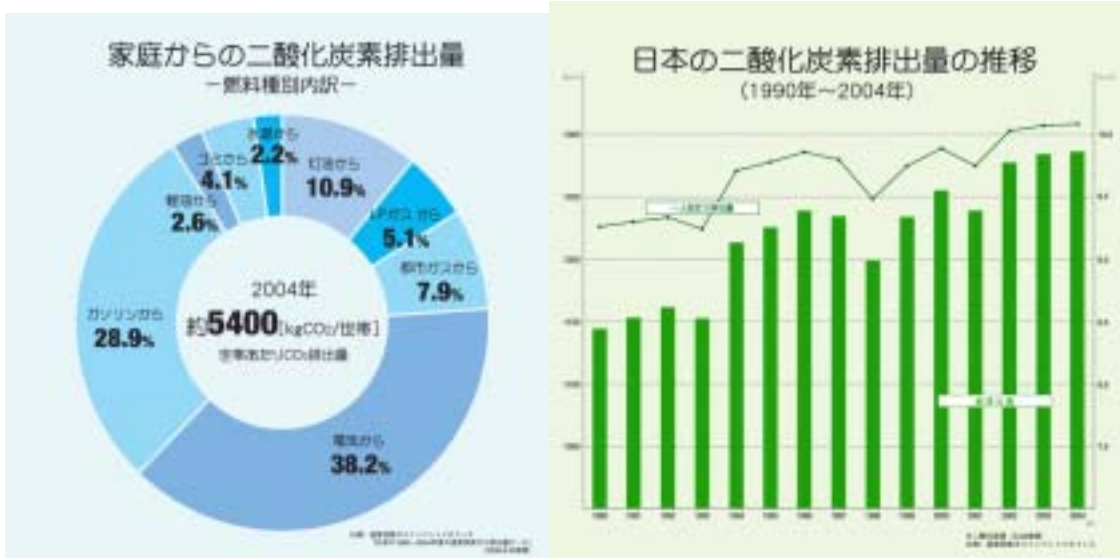
政府はこうした活動を支援し、さらに自然エネルギー利用などを促進するため、経済的な緩和制度の導入などを積極的に推進しようとしています。

一方、日本経済を底辺で支えているのは私たち国民の一人ひとりであり、温暖化を防止するためには、私たちのライフスタイルを変革することが不可欠となります。

できるだけ不要なものを買わず、大事にものを使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことです。

また、節電したり、外出時の車利用を自転車や公共機関に切り替えたりする努力も必要です。

要は、生活の中でできる限り資源・エネルギーの無駄使いを排除し、再利用やリサイクルを推進していくことが、循環型社会を構築し地球温暖化を防止する基本となります。



## 2 本計画の目的

地球温暖化の対策として、国際的には「国連気候変動枠組条約」が1992年5月に国連で採択され、同年の国連環境開発会議(地球サミット)開催中に日本など155カ国が署名し1994年に発効しました。

1997年12月には、地球温暖化防止京都会議が開催され『京都議定書』が採択されました。

この中で、日本には、温室効果ガスの総排出量を「2008年～2012年」に、1990年に比較して6%削減するという目標が定められています。

その後、各国の締結手続きを経て、2005年2月16日『京都議定書』が発効しました。

このような国際的動向から、日本では1998年(平成10年)10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、翌1999年(平成11年)4月に施行されています。

本計画の目的は、「地球温暖化対策の推進に関する法律第8条(地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等)に基づき、南幌町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化対策の推進を図り、地球環境の保全に寄与することにあります。

町役場は、職員数や事業量からみて、地域でも規模の大きな事業主体といえます。

そのため、町が実行計画を策定し実践することにより、地球温暖化対策の大きな効果が得られると考えられます。

本計画を策定する効果としては、以下のような点が挙げられます。

#### 温室効果ガスの排出抑制

町自らの事務及び事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、町内の温室効果ガスの実質的な排出抑制につながります。

#### 循環型社会の形成を促進

町が環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的かつ継続的に導入することで、グリーン調達に関するマーケットを創出することができ、循環型社会の形成が促進されます。

#### 経費の削減

電気、燃料、紙などの使用を抑制することは、事務経費の削減にもつながります。

### 3 計画の期間

本実行計画は、2007年度(平成19年度)を初年度とし、2010年度(平成22年度)までの4年間とします。

(温室効果ガス排出量を算出する基準年度は、平成17年度とします。)

## 4 計画の対象

本実行計画の対象は、本町の事務及び事業であり、実行計画の対象施設は次に示すとおりとします。

役場庁舎、保健福祉総合センター、農村環境改善センター、公民館、消防支署、町立南幌病院、夕張太ふれあい館、ふるさと物産館、学校給食センター、スポーツセンター、町営プール、夕張太小学校プール、町営球場、三重レークハウス、南幌小学校、夕張太小学校、みどり野小学校、南幌中学校、農業農村整備事業推進本部、鶴城寿の家、中央寿の家、川向福祉の家、中樹林福祉の家、総合保安センター、柳陽団地集会場、中央公園管理棟、ふきの塔（親水公園）、リバーサイド遊友館、公用車
--

役場庁舎以外については施設管理のみとします

対象物質は二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。 1

- 1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素に加え5つの物質（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が温室効果ガスとして削減の対象となっています。しかし、同法に基づく策定マニュアルでは「人口の少ない市町村（例えば、人口5万人以下の市町村）などは（中略）二酸化炭素の排出量を把握し、その他の温室効果ガスについてはできる範囲で把握する」とされており、本町はこの規模に該当することから、本計画では対象を二酸化炭素のみとし、重点的な対策をとることとしました。

## 5 温室効果ガス排出抑制のための目標

### （1）温室効果ガス排出量の数値目標

温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の総排出量を平成17年度（基準年度）と比較し、平成22年度までに6%を削減します。

温室効果ガスの総排出量に関する実態

（平成17年度）

	年間使用量	排出量（kg - CO <sub>2</sub> ）
電 気	1,986,912	751,052
LPG ガス	3,419	10,257

灯油	93,790	233,488
重油	599,800	1,625,236
ガソリン	24,880	57,762
軽油	22,034	57,712
総排出量		2,735,507

単位 ・電気 kwh ・LPGガス m<sup>3</sup> ・油類 ㍓

## (2) 行動目標

次のように目標を設定し、その達成に向けて具体的な取り組みを職員一人ひとりが実践していきます。

### 物品の購入にあたっての目標

	項目	行動目標
1	用紙類	証明書発行等を除き、古紙配合率を100%とする
2	印刷物	証明書発行等を除き、古紙配合率を100%とする
3	電気製品	環境への負荷が少ない製品を購入する
4	文具・事務機器	環境への負荷が少ない製品を購入する
5	公用車	新規購入時に低公害・低燃費車を購入する
6	その他環境への負荷が少ない製品の購入促進	環境への負荷が少ない製品を購入する

### 用紙及び電気等使用にあたっての目標

	項目	行動目標
1	用紙使用(購入)量の削減	基準年度比6%削減する
2	電気使用量の削減	基準年度比6%削減する
3	燃料使用量の削減	基準年度比6%削減する
4	水道使用料の削減	基準年度比6%削減する

### 廃棄にあたっての目標

	項目	行動目標
1	廃棄物発生量の削減	分別の徹底
2	再資源化の向上	再資源化の向上

### 公共建築物の建築にあたっての目標

	項目	行動目標
1	環境に配慮した計画	環境負荷低減を図る計画・設計の徹底
2	自然環境を生かした施設整備・管理	環境負荷低減を図る計画・設計の徹底



施設の修理・解体にあたっての目標

	項 目	行 動 目 標
1	環境に配慮した計画	環境対策確認の徹底
2	副産物の資源化の推進	廃棄物適正処理及び再生資源の有効利用の徹底
3	化学物質の回収の推進	適正処理の徹底

町の発注工事や施設管理委託にあたっての目標

	項 目	行 動 目 標
1	環境に配慮した事業の実施	受注者に対する環境保全意識啓発の徹底
2	施設管理委託における温室効果ガス抑制	受託者への要請の徹底

(3) 温室効果ガスの削減目標

(1) の行動目標を達成し、次のとおり温室効果ガスの削減を図ります。

(単位:kg - CO<sub>2</sub>)

種 類	基 準 年 度 排 出 量 (平成 17 度)	削 減 目 標	目 標 年 度 排 出 量 (平成 22 度)
二酸化炭素CO <sub>2</sub>	2,736,710	6%	2,572,507

## 6 具体的な取り組み

前述行動目標に基づき、次の具体的な取り組みを実践しますが、それぞれの職場における業務内容等を考慮して、さらに積極的に取り組みを進めることとします。

(1) 物品の購入にあたっての取り組み

物品の購入にあたり、環境への負荷が少ない製品等を購入することで、環境負荷の低減を図ることを目的とします。

行動項目	具 体 的 な 活 動	例
用紙	コピー用紙の購入にあたっては、古紙配合率100%かつ白色度70%以下のものを購入する	コピー用紙
	印刷用紙の購入にあたっては、古紙配合率70%かつ白色度70%以下のものを購入する	印刷用紙

	その他の印刷用紙は、古紙配合率が高いものを購入する	帳票類、OA用紙、FAX用紙
印刷物	紙製品の購入にあたっては、古紙配合率が高く、白色度の低い物や、古紙と非木材紙が配合されたものを購入する	封筒、報告書、チラシ、パンフレット、更紙、画用紙、工作用紙、色紙
	印刷物には、古紙や非木材配合率の高い再生紙を指定するとともに、古紙配合率・白色度を記載する	
	印刷物は、再資源化が容易な非塗工紙を原則として使用する	
電気製品	電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品を購入する。特にOA機器7品目は、国際エネルギースターマークが表示されている製品及び国の推奨リストに記載されている製品とする	OA機器7品目（コンピューター、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナ）、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、蛍光灯
	電気製品のリースにあっても同様とする	
文具・事務機器	エコマークやグリーンマークなど環境マークが表示されているものや同等の製品を購入する。ただし、購入商品に該当する物がない場合を除く	文具・事務機器などの一般事務用品
	納品時に使用された包装材や容器等は、納入業者での再利用を要請する	段ボール等
	詰め替え可能な文具類や洗剤を購入する	ボールペン、補充液、台所洗剤等
公用車	公用車の更新時は、使用目的による特殊事情を除き、低公害車又は低燃費車を100%購入する 低公害車～ハイブリット車等 低燃費車～省エネ法に基づく基準エネルギー消費効率（燃費目標基準値）を達成したもの	

その他の 環境への負 荷が少ない 製品の購入 促進	水を使用する機器は、節水型を購入する	
	リターナブル容器（返却や再利用が可能なもの）で販売されている製品の購入に努める	トナーカートリッジ等
	白衣、軍手、タオル、毛布等については、再生材料から作られたものを優先して購入する	ペットボトル再生品等
	長期間使用可能な製品の購入に努める	
	グリーン購入法（国等による環境物品の調達の推進等に関する法律）に基づく調達方法を参考に環境への負荷が少ない製品を購入する	

（２）用紙及び電気使用にあたっての取り組み

電気、燃料等の使用にあたり、徹底的に無駄を省いて省資源化を推進し、温室効果ガスを削減します。

行動項目	具体的な活動	例
用紙使用 (購入)量の 削減	あらゆる資料の両面コピー化の推進	両面コピー
	ミスしたコピー・プリント紙等で裏面が利用できるものは、コピー・プリント紙として再利用すること	裏面コピー
	ミスコピー防止のため、コピー機の使用前や使用後は必ずリセットキーを押し、不要紙が発生しないように努める	ミスコピーの事前防止
	ポスター・カレンダーの裏面利用を徹底する	メモ用紙等
	資料印刷部数の削減の推進 ア．会議資料等を印刷する場合には、配布対象者数を事前に把握し、必要最小限の部数を印刷する イ．庁舎内会議等においては、プロジェクターを活用するなどして、印刷物の削減に努める	
	庁舎内及び施設館での通知や依頼は、電子メールや庁内ファイル共有システム等を活用して行う	
	ファクシミリは原則として送付書を省略し、送受信者名等は余白部分を利用するように努める	

電気使用量の削減	<p>不必要な照明の消灯などを徹底する</p> <p>ア．業務上やむを得ない場合を除き、原則として始業前、昼休みは廊下を含めて消灯するとともに、時間外勤務時には不必要な照明は消灯する</p> <p>イ．晴天時などの場合で、廊下や窓側において十分な照度が得られる場合は、窓側照明を消灯する</p> <p>ウ．玄関ロビー等も来客者に省エネの周知を図り消灯する</p> <p>エ．時間外勤務において、残業者がいるため照明が必要な場所を除き、原則的に消灯する</p>	<p>照明時間の短縮及び照明点灯箇所削減</p>
	<p>パソコン、コピー機等の電気製品は低電力モードを利用するなど省電力化に努め、昼休みのほか、長時間使用しないときは、主電源を切る。ただし、支障のある機器は除く</p>	<p>省エネモード、省エネタップの活用</p>
	<p>空調の適切な温度管理</p> <p>ア．冷暖房は適切な温度（冷房28℃以上、暖房20℃以下が基準）に設定する</p> <p>イ．夏季期間（6月～9月）の執務時は、原則としてネクタイを着用しないなど軽装を推進（クールビズ）し、冬季（11月～4月）は、インナーウェアを着用する（ウォームビズ）など季節に合わせた服装に努める</p> <p>ウ．個人用暖房機器の使用は禁止する</p>	<p>各部署に温度計の配置</p>
燃料使用量の削減	<p>ガスの使用料を削減するため、ガス給湯器の管理徹底（退所時の消し忘れ防止）を行う</p>	
	<p>公用車の燃料使用量を削減する</p> <p>ア．駐停車、荷物の積み下ろし、人待ち、待機時はエンジンを停止する</p> <p>イ．急発進や急加速を控え、また無駄な荷物は積載しない</p> <p>ウ．相乗りにより効率的な利用を図る</p> <p>エ．なるべく徒歩や自転車を利用する</p>	

水道使用 料の削減	節水を励行する	
	洗車の際は、バケツを利用するなど節水に努める	

### ( 3 ) 廃棄にあたっての取り組み

分別を徹底し、ごみの発生を抑制する。また、資源として有効活用できるものは、徹底してリサイクルの推進に努めます。

#### 【 3 R の実践 】

- ・ リデュース ( ごみを根本から減らす ~ 資源の無駄遣いを減らす )
- ・ リユース ( ものを大切に使い続ける ~ 繰り返し使う )
- ・ リサイクル ( 資源として再活用する ~ 不要品を再生利用する )

行動項目	具 体 的 な 活 動	例
廃棄物発生量の削減	印刷・コピーの必要性、必要枚数等を充分精査し、両面印刷・コピーを心がけるなど用紙類の使用料の削減に努める	
	ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する	
	使用済みの封筒は、職員配布用などして再利用する	
	ファイル・フォルダー等は再利用する	
再資源化の向上	書類・新聞紙・段ボール・雑誌等の再資源化を図る	
	リサイクル可能な製品の購入を推進する	
	文書を破棄する場合は、中身をチェックしてなるべく再資源化を図る	
	不要となった備品等の再利用を促進する	

### ( 4 ) 公共建築物の建築にあたっての取り組み

公共建築物等の計画にあたっては、電気や上水道の使用料削減のため、自然エネルギーの活用や省資源、省エネルギー型設備・機器の導入など環境への負荷の削減や資材の再利用、リサイクル化と利用に努めます。

行動項目	具 体 的 な 活 動	例
環境に配	公共施設の緑化を推進する	

慮した計画	温室効果ガス排出量の少ない燃料を使用する設備の導入に努める	
	水質汚濁の防止に努める	公共下水道への接続や合併浄化槽の整備
	水利用の合理化に努める	雨水の利用や排水の有効利用
	省エネルギー型設備の積極的な導入	省エネルギー照明機器及び空調設備
自然環境を生かした施設の整備・管理	採光や通風など自然エネルギーの十分な活用を図る	
	できる限り植栽を確保し、周辺の自然環境や景観、歴史的環境などの地球環境の保全に配慮する	
	太陽光等自然エネルギーの導入に努める	太陽光発電や太陽熱利用の検討

(5) 施設の修理・解体にあたっての取り組み

建設廃棄物の削減と再生資源の有効利用の促進を目的とします。

行動項目	具体的な活動	例
環境に配慮した計画	工事施工計画段階での環境対策確認	事業者への環境意識の徹底
	生態系への保全に努める	
副産物の資源化の推進	廃棄物の適正処理に努める	廃棄物処理計画書の提出要請
	再生資源の有効利用に努める	事業者への指導の徹底
化学物質の回収の推進	フロンガスなどの回収を徹底する	A 修理時、廃棄時のフロンや代替フロンの回収、再生利用 B アスベストの適正処理

		C 廃棄処分した PCB 使用機器類の適正管理
--	--	-------------------------

(6) 町の発注工事や施設管理委託にあたっての取り組み  
受注者に対する環境保全意識の啓発を目的とします。

行動項目	具体的な活動	例
環境に配慮した事業の実施	工事施工計画書段階での環境対策確認	A 廃棄物処理計画書の提出要請 B 再生資源利用計画書の提出要請 C 資源物の分別保管施設の設置を要請
	環境負荷低減の要請に努める	A 低公害重機使用の促進 B 省エネルギー型工事機器の使用促進 C 木材型枠の効率的・合理的使用の促進
	温室効果ガスの発生抑制や有害物質の適正管理に努める	A 有害物質の適正処理の徹底 B 汚染土の処分時における浸透・飛散の防止 C 水質汚濁物質の適正処理の徹底
施設管理委託における温室効果ガスの抑制	施設の管理委託をする場合は、燃料使用量や電気使用量等の削減による温室効果ガス排出抑制を指示する	

## 7 推進体制と点検・評価

この計画の目標を達成するためには、全職員の理解と協力が必要です。

また、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、取り組みの状況や目標達成率など分析することも必要です。

### 1 計画の推進体制

事務局を住民課に置き、各課及び関係機関と調整し、総合行政幹事会において計画の推進と管理を行います。

### 2 職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

ア．環境保全に関する意識向上を図るため研修会を実施します。

イ．庁内LAN等を活用して環境に関する情報を提供します。

ウ．環境保全活動及び研修会等に職員が参加しやすい環境づくりに努めます。

### 3 実施状況の点検・公表

町は事務事業に関し、以下に掲げる項目について、毎年、前年度の年間使用量等を把握して、計画の実施状況（温室効果ガス排出量を含む）を点検し、庁舎内情報コーナー、ホームページ等で公表します。

電気、ガス及び燃料の使用量

その他地球温暖化防止実行計画の進捗状況把握に必要な事項